

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年2月9日（金）10:41～11:17

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<提案者>

松本 正光 大阪府政策企画部特区推進監

市道 泰宏 大阪府福祉部子ども室長

白波瀬 雅彦 大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

岸 秀雄 大阪府福祉部子ども室子育て支援課課長補佐

藤本 博一 大阪市経済戦略局立地交流推進部特区担当課長

宮 臣司 大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課課長代理

<事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

久保 賢太郎 内閣府政策参与

（議事次第）

1 開会

2 議事

・待機児童対策について

・地域型保育事業の連携施設制度に係る要件緩和について

3 閉会

○小谷参事官 それでは、ワーキンググループヒアリング、次の議題です。大阪府、大阪市にお越しいただいております。

それでは、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところお越しくささいましてありがとうございます。

これは前に御提案いただいたものと、一部は新しい御提案もあると思いますが、これまでの経緯について事務局から御説明をお願いできますか。

○村上審議官 本件は、既に1年以上前に一度、議論をし、何度かワーキングをやったものでございます。

今回は大きく二つ。

一つは、大阪側にも政治的事情等があつて、なかなか検討を前に進めにくい状況があつたと事務局としては伺つてございます。加えまして、この12月には分権のほうでも一定の状況の変化もあつたということで、それを踏まえた追加的な措置の部分を本日は御説明したい。両方の趣旨から改めてやや間を置きましたけれども、2月のタイミングでワーキングを設定させていただいた次第でございます。事務局としても引き続き継続的に検討を深めてまいりたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○八田座長 大阪府から最初にお願ひできますか。

○市道室長 大阪府福祉部子ども室長の市道でございます。

本日はこのような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、時間もございませんので早速、中身の説明に入らせていただきます。

まず資料1「大阪における児童の現状及び解消に向けた取組み」という資料を御覧いただきたいと思ひます。

1 ページ目。府内の市町村、保育の受け皿作りに積極的に取り組んでいただいておりますけれども、待機児童は依然として高止まりをしております。平成29年4月現在でも1,190名の待機児童が発生しております。また、保育士不足も深刻でございます。本府の最新の有効求人倍率は全国平均の2倍近くになっております。今後、幼児教育の無償化を進めることとなっておりますことから、保育人材の確保は待ったなしの課題と認識しております。

2 ページ目。大阪府、大阪市における待機児童対策について記載させていただいております。様々な取組をしている状況でございます。

3 ページ目。平成28年に先ほどお話がございました特区提案をさせていただいたところでございますが、平成29年度に地方分権提案も併せて実施をさせていただきました。その結果、平成29年12月に国のほうで対応方針ということで閣議決定がなされております。その内容を記載させていただいておりますが、それぞれの項目、一定前進回答となっている状況でございます。本府といたしましては、地方分権改革提案で得ることができた緩和策を活用しながら待機児童解消の取組を進めてまいりますが、あと一步、緩和の実現ができていない人員配置基準あるいは面積基準緩和の実現を目指してまいりたいと思ひておりま

すので、よろしく願いいたします。

なお、この資料には記載しておりませんが、子育て安心プランに掲げております都道府県と市町村が取り組むべき項目が27項目ございますが、このうち26項目につきまして府内で取組を進めさせていただいていることを申し添えさせていただきます。

続きまして資料2を御覧いただきたいと思います。新たな保育人材の活用についてでございます。一昨年の年末に開催していただきました特区ワーキンググループで委員の先生方並びに厚生労働省から御指摘のあった点について検討し、内容を深めさせていただきまして、さらに一部、変更提案もさせていただいているものでございます。

まず1ページ目を御覧いただきたいと思います。先のワーキンググループで厚生労働省から御指摘のございました、保育支援員の課題に対する基本的な私どもの考え方を一括記載させていただいております。

まず1といたしまして、私どもの提案は、危機的な保育士不足の中で待機児童解消のための緊急的措置として検討に至ったものでございます。

2番目。保育支援員は実務重視型で、将来的には保育士資格取得を目指すものでございます。

3点目。保育支援員は、保育士が担うべき高い専門性を求められる業務以外の業務を保育士と共同で取り組むチーム保育の一翼を担う人材という位置付けでございます。

4点目。これらによりまして多忙な保育現場の働き方改革を行い、保育士が子どもに向き合う時間を増やすなど、専門性を高めていくことを基本としております。これらの業務改善によりまして、保育士の離職防止、復職支援につながり、その結果、保育の質も高まっていくものと考えております。

2ページ目以降は、前回会議で厚生労働省からの御提出の資料を踏まえまして、当方の主張をまとめさせていただいております。2ページの下段の囲みを御覧いただきたいと思います。保育士が不足、幼稚園教諭の活用も困難な中、定員拡大を実現するため、子育て支援員等に独自の研修を付加することによりまして、保育支援員として育成し、特区限定、期間限定で人員配置の基準数に入れていただくことをお願いするものでございます。当然のことながら保育の質の維持にも努めてまいります。

4ページ。先ほど保育支援員は将来的には保育士を目指す人材と説明させていただきましたが、それに関わりまして、保育士資格取得への新たなルートの検討をお願いするものでございます。現在、保育士になるためには一番上に記載をしておりますが、養成施設の卒業または保育士試験に合格するという二つのルートしかございません。これに加えまして、新たに保育支援員のように保育園で働きながら保育士資格取得につなげることができるよう、eラーニングや受験科目の免除を図っていただきたいという提案でございます。働きながら資格取得につながるルートができれば、保育支援員のモチベーションの向上だけでなく、保育人材の裾野を広げることにつながると考えております。

5ページ。提案に戻りますけれども、人員配置基準の緩和に関しまして、これまでの提

案から一部変更した箇所がございます。保育支援員の基準人員への算定に当たりまして、保育士1名に対し保育支援員1.5人での換算に変更提案をさせていただきます。

詳細は7ページでございます。人員配置基準1:1.5の換算の根拠となる業務分析の詳細を示させていただきます。保育士の業務から保育支援員の業務を抽出いたしますと、およそ3分の2程度は保育支援員でも協働可能と考えております。これらを勘案いたしまして、保育士と保育支援員の業務割合は1:2/3になります。これを人員換算カウントにし直し、1:1.5としたものでございます。

9ページ目の上段でございますが、これが前回、厚生労働省より提出された資料でございます。保育支援員の研修時間が保育士と比較をいたしますと40分の1であるとして、保育の質が担保できないという御主張でございます。それに対する反論でございます。下段を御覧ください。保育支援員を実践力の高い保育人材として育成することを念頭に、OJTに力点を置いた養成カリキュラムを実施することとしております。このOJTを含めた養成カリキュラムでは、保育士の半分を上回る養成時間となり、幼稚園教諭、小学校教諭の時間数に匹敵いたします。このことから、保育士と保育支援員の適切な役割分担により、保育の質は十分担保できると考えております。

10ページ。右側の表が研修プログラム案として考えているものでございます。前回の会議の際に保育支援員の養成課程案に不足していると御指摘いただいた科目について、該当する研修科目をお示しするとともに、それでも不足する教育原理につきましては、新たに追加をしたいと考えております。

11ページの左側が前回、厚生労働省から個々の業務について保育支援員が担うことについて問題があると御指摘をいただいたものでございます。それについての府・市の考え方を右側に取りまとめしております。大つかみで申し上げますと、チーム保育の考え方のもと、保育士との適切な役割分担を行うことにより対応可能であると考えております。例えば、③の軽微な疾病等への対応について申し上げますと、保育現場で通常、想定されるすり傷などへの初動対応は、保育支援員で十分対応可能と考えております。

12ページ。保育支援員の養成スキームにつきまして一部変更をさせていただきます。OJTの質の担保を図る観点から③の部分でございますが、OJT期間中に定期的な報告を求め、確認指導するとともに、巡回支援指導を行うことを追加させていただいております。

新たな保育人材の活用についての説明は以上でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。面積要件の緩和というものでございます。

1ページ。提案事項といたしましては、保育所に係る居室の床面積基準の要件につきまして、厚生労働省令で定められた都市部においては、この要件の緩和が認められております。今回の提案は、この緩和を都市部だけでなく待機児童が発生している新興住宅地等にも適用できるよう見直しを求めるものです。

3ページ。現行の緩和基準でございますが、これは①前々年4月1日現在で待機児童100人以上、②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が三大都市圏の平均を超える。

この二つの要件を満たす場合に限り、面積要件の緩和が認められているところでございます。

課題といたしましては、現時点で発生している待機児童解消のための緩和策であるべきところでございますが、前々年度の待機児童数、それも100名以上という非常に高いハードルが設けられております。大阪府内では、都市部の大阪市、豊中市、吹田市といったところは緩和対象に認めていただいておりますが、これら3市以外の新興住宅地においても待機児童は増加、発生をしております。待機児童100人以上の条件ということに関しましては、市町村の規模が考慮されておらず、下の表にお示しをしておりますとおり、大阪府に隣接しております守口市におきましては、申込み児童数に対する待機児童数が大阪市より高い割合になっているにもかかわらず、緩和の対象となっていないという事象が発生しております。

4 ページ。先ほども触れましたが、先月、開催をされました子ども・子育て会議におきまして、地方分権改革に関する提案募集の結果を受けた対応策が示されております。本府といたしましては、現在の地価要件設定ではハードルが高くなり過ぎるという指摘をさせていただいたところ、三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏以上という改善をされたところでございます。

5 ページ。この地方分権改革の結果を踏まえまして、私どもとしては基準緩和の具体的な内容をお示しさせていただいております。①4月1日若しくは10月1日時点の申込み児童数に占める待機児童の割合が、すでに特例措置の対象となっている市町村の割合を超える場合に対象とすること。②市町村の住宅地公示価格の上位の価格が、三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超える場合は対象とすること。ただし、②の要件を満たさない場合であっても当該市町村の土地の実勢価格が上回っている場合には、対象としていただきたい。このように考えております。

説明としては以上でございますが、大阪の待機児童、大阪市といった都市部だけではなく周辺部の市町村でも住宅開発が進み、子どもが増えている地域、すなわち土地価格が高いエリアにおいて顕著に発生しております。今回の提案の緩和策を実施することによりまして、待機児童の解消、一歩でも近づくものと考えておりますので、御検討のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

続いて大阪市から御説明をお願いします。

○藤本課長 大阪市でございます。

資料は地域型保育事業の連携施設制度についてでございます。

本提案につきましては、先般の集中提案受付において提出をしているものでございます。

この地域保育事業につきましては、保育の代替提供、卒園後の3歳児の受け皿確保などを担う連携施設をおのおのの地域型保育事業所が確保することが求められているところで

ございます。しかしながら、地域型保育事業所の連携施設確保の努力や本市の確保支援にもかかわらず、連携施設の確保が進んでいないというのも現実としてございます。連携施設がなくても認可できる経過措置の終期も平成31年度までとなっております、私どもは強く危惧しているところでございます。

そうした中、本市といたしましては国家戦略特区制度を活用して、大阪市内において必須の役割から努力義務への緩和などの要件緩和を本市の判断で可能とするよう求めているものでございます。

こうした中、国におきましては一定の緩和を考慮しておられるという動きを私も聞いてございますが、大阪市といたしましては全ての私どもの提案が実現できるようにお願いしたいと考えているところでございます。

○宮課長代理 保育企画課でございます。担当部署として少し説明させていただきます。

資料を全部やりますと時間がございませんので、ポイントのページだけを御案内したいと思います。

まず4ページを御覧いただきたいと思います。今、課長から大きくは御説明させていただいたので、ポイントだけと思っておりますが、連携施設、地域型保育事業と言いますのは、平成27年4月に今までは小さい部分は認可がなかったのですけれども、保育所と同じように認可ができるということになりました。地域型保育につきましては、規模が小さいことと、2歳で終わるということで三つの役割を持ってもらう相手方、連携先を必ず確保する。これが認可の条件となっております。

その条件、役割も単に連携という言葉だけではなくて、三つの役割をちゃんと果たしてもらうことになっておりまして、2歳の子ども全員を受けてもらう3歳児の受け皿。それから、地域型のほうが小さいですから、職員が急病で当日誰もいないということがあってはいけないので、万一、その場合に連携先から代わりに保育ができる、代替保育というものをやってもらう。それから、保育内容支援というのも園庭とかも無いようなところが多いですから、また、広い園庭で多くの子どもと一緒に遊んでもらう。こういう最低三つの役割を連携先にやってもらうということで、小規模園のほうがここを連携先にしました、ちゃんと合意をもらいましたというのが必須の義務となっております。

先ほどもありましたように厚生労働省令で規定されておりますので、本来でしたらその連携先がないと認可ができない認可要件の一つとなっております。ただ、平成31年度末までについては経過措置で連携先がなくても認可ができることになっております。大阪市の場合、先ほどもありましたように、待機児童が大変な状態でございます、保育所も作っていますが、地域型保育、小規模保育等も鋭意整備をしております。民間で作ってもらっていますけれども、この中で連携施設の確保が進んでいないというのは大変困った状態となっております。

5ページ、大阪市としましても単に地域型に努力しなさい、頼みに回りなさいだけではダメだということで、大阪市独自に連携先になってくれたら何かと手間暇かかるので、お

金もかかるだろうということで、連携先への交付金という制度を平成28年度から設けております。平成29年度には交付金ということにして条件も緩めてやっております。それから、こども青少年局自身がマッチングもやってみようということで、具体的に小規模園からどこどこに対し連携先に頼みたいという御希望がありましたら、そこに出向いてやるようなマッチングというのもやっております。この2年間で70件ぐらい頼みに行っているのですが、なかなかうまく行かないような状況がございます。

6ページは厳しいと言っております実情を見ていただこうと思ひまして、平成29年10月現在で市内に地域型というのが143園ございます。先ほど申し上げました3項目全て満たして、いわゆる連携の分についてクリアしたというのは47件、約3分の1でございます。その後、直近で少し増えまして50件まで来ておりますが、このような状況となっております。

7ページが今回、皆様にご報告させていただきたかったところなのですが、特に連携の中でも代替保育というものが困っております、代替保育というのは先ほど言いましたように、他の園から代わりに保育をしてもらおうということなのですが、現場に回ったときに協力しないなんていうわけではないが、普段見ていない子どもを急にみるって、そんなことができるのかとか、法人も違うのに、運営方針も違うのに今日だけいきなり見てくれなんていうことはできないだろうということで、施設側、保育所とか幼稚園側からなかなかこの代替保育については悪いけれども協力が難しいという御意見をたくさんいただいております。この代替保育については、ですから、どうも現場の実態と仕組みが合っていないのではないかとというのが我々の思いでございます。

8ページは先ほど課長が申し上げましたように、経過措置の間はまだなくてもいいのですが、経過措置が切れたときに、もし連携先がないということは、認可条件を満たしていない状態になってしまいますので、いくら市町村に認可権限があるとはいえ、直ちに取消しをせずに指導をしていくことになると思ひますけれども、基準を満たしていない状態が続くというわけにもいきませんので、大変なことになります。万一、認可を取り消さないといけなくなれば、その子どもたちをどうするんだとか、待機児童の解消に逆行するというのは大変なことになるというのが、我々が一番危惧しているところでございます。

9ページが今回の提案の内容でございます、厚生労働省令で先ほど言いました必須義務となっておりますが、特に代替保育についてはせめて市町村の判断で努力義務とするなど、緩和をしていただきたいということで、厚生労働省令の変更をしていただきたいというのが要望でございます。

説明としてはほぼ最後になりますが、10ページは同じこと、理由などを書かせてもらっていますので省略させていただきまして、11ページに当然そういう緩和をすれば、施設が小さいのに大丈夫なのか、職員がいないのではないのかということが危惧されると思ひますので、ここでその場合の考え方を述べさせていただきます。

まず書くまでもないという認識も我々はあったのですが、地域型保育も児童福祉法に基づく立派な認可施設でございます。ですから代替なんて言わずに、本来自分のとこ

ろで職員を確保して、当然、急に休まれても行けるようにローテーションも組んで多めに雇ってというのが本来でございます。

その中で万一、緊急的にどうしてもということはあるかないかぐらいの感覚でございます。その場合でも、地域型同士で近隣の連携をするとか、複数の地域型を運営している法人も、今たくさんありますので、それでしたら法人の中で応援できますし、また、同じ新制度の多様な主体の参入促進事業では、市町村に巡回指導をする職員がおりまして、その職員がその日だけは代替をするということさえできるのではないかとということで、十分カバーできると思っております。

エビデンス的なこととも思ひまして、平成28年10月ですけれども、当時の代替保育の提供をすると一応合意をさせていただいた施設側に、実際に代替保育を求められたことがありますかという質問をしましたけれども、実はあるという回答が6件あったのですが、それは全部同じ法人で保育所と地域型をやっているところで、法人内の応援のようなことをやっている。それでありと回答されただけで、実質的な他法人から急に言われてとか、他園から急に言われてということは全くございませんでした。このようなことから、緩和をさせていただいても大丈夫だと考えております。

最後に、課長が申しあげました今回の地方分権の提案、改善していただいたことございまして、まだ連携施設になってもらえるのは保育所、幼稚園、認定こども園、いわゆる施設だけなのですけれども、この代替保育につきましては、地方分権の地方からの提案の対応ということで、今、厚生労働省令の変更をされていると聞いておりますが、代替保育についてだけは地域型保育も連携先になれるようにする。ということは、地域型同士で代替保育を頼んでもいけるというような状態になると伺っております。

ただ、これで進むのは進むと思うのですが、先ほど言いました法人が別なのに急にというような問題ですとか、地域型が人数が少ないから応援だと言われているのに、そこに頼んでも大丈夫かというような根本的なところの解消までは至っていないのではないかとというのが我々の思いでございまして、引き続き今回の提案実現に向けて御協力いただきたいと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

私から一つだけ質問ですが、今は代替保育を必要としないで認可されているのですが、現実にそういう状況では皆さんどのように運用していらっしゃるのでしょうか。

○宮課長代理 先ほども申しあげましたが、繰り返しになりますが、実際に代替保育、全く法人も違うところはしていません。

○八田座長 していないのは分かりましたが、実際にはどうやって病気の人や何かの都合を付けているのですか。

○宮課長代理 元々認可の条件として、例えば子どもと3：1というときに、プラス最低1人は配置するというのは認可の基準でなっております、その上、実際に回すときにはパートとかを含めたりで短時間勤務、一番小さいところでも延べ4人ぐらいはまずおられ

るということで、普段出てこない方でもどうしても今日はというところは、呼んでやってもらっているとか、何とか自分たちでやっているよということを言われております。

○八田座長 ということは、そもそもこれはあまり必要ないのですね。

○宮課長代理 正直申し上げます。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問、御意見を。

○中川委員 1点だけ。大阪府に御質問なのですけれども、100人という基準についての意味なのですが、100人というのがすごく保育サービスに関する需給関係が逼迫しているという指標が一つと、もう一つは100人ぐらいの規模でないと保育園を建てないと言いますか、供給しない。要するに最小需要規模と言いますか、塊として多分必要なのではないか。二つの要因があるように思うのです。

多分100人ということは私は完全におかしいと思うので、大阪府の提案として待機児童の割合が超えているという、これは市場の需給関係として非常に逼迫しているということをごちらで表しているということは合理的だと思うのですけれども、例えば割合が超えていても、すごく待機児童の数自体がめちゃくちゃ少ない、5人しかいませんとか6人しかいないというようなときに、改めて保育園を建てるかという、そんなことでもないような気がするのですけれども、要は100人という規制の意味として、労働の需給関係と保育園を建てるときの最小需要規模みたいな塊としての最小単位みたいなものを私は何となく主張しているような気がするので、その辺についてはどうでしょうか。実態上、5人とかいるわけがないから保育園を建てるときは分からないけれども、30人とか40人ぐらいだから大阪府としてはいいんだとか、そういう答え方でも私はいいと思うのですが、その辺を教えてください。

○市道室長 今のお話で申し上げますと、要は規制の緩和をすることだけですので、当然、園を建てるに当たっては、園のニーズがあって建てるということなので、そこについては特に問題は発生しないというか、大阪府が必ず建てなさいというものではないので、そこまで緩和できますよという基準を示すということと言うと、今のところについて問題は発生しないのかなと考えております。

○中川委員 あり得ないと思いますけれども、率が高くて5、6人しかいなくても、その辺はきちんと建てるほうで判断してビジネスでやっていただければいいということですか。

○八田座長 他にございませんか。

○阿曾沼委員 教えていただきたいのですけれども、保育支援員というのも研修の仕組みというのは全国統一としてあるのですか。ガイドラインなどは整備されているのですか。

○八田座長 ないのでしょうか。制度そのものがないのだから。

○阿曾沼委員 そうですね。そこでお聞きしたいのですが、研修のプログラムとかガイドラインの認定だとかは、どこがおやりになることになるのですか。

○市道室長 今、考えておりますのは、講義で24時間ぐらい想定しています。座学です。

これは何かと言いますと、現行の制度で子育て支援員という制度がございまして、その座学を活用するというところでございます。

ただ、資料2の9ページを御覧いただきたいのですけれども、下に研修のメニュー等を記載させていただいておりますが、養成カリキュラムということで保育支援員の部分に講義で24時間程度。OJTで480時間ということでございます。ですのでこのOJTを中心にさせていただいて、実践力の高い保育士をフォローする職員を配置したいという趣旨でございます。

○原座長代理 大阪市の話で、連携施設を確保するのが難しいという課題は、大阪市に聞くのがいいのか分からないのですけれども、大阪市以外の市でも起きていますか。

○宮課長代理 私たちがこの要望をさせてもらうとき、本市独自の補助金を作るときに他都市の状況を確認させていただきまして、正直申し上げて、全国的に大変な状況でございます。今回の地方分権の改革を進めていただいたのも、実は本市の提案ではございませんで、他の市町の提案があつて動いたような状況でございます。そのようなことで全国的に困った状況になっているのは間違いございません。

○原座長代理 府内の意思はありますか。

○小谷参事官 全国的に代替保育の提供は難しく、連携施設確保のネックになっています。

○八田座長 保育支援員というのは、保育士になるための第3のルートを出すということですね。今、一つの方法は、2年だけ学校に行けばそれで何の試験も受けなくていい。もう一つは、試験だけ受ければいい。今回御提案の第三のルートには、一種のOJTと座学もあるのですが、それでおしまいなのですか。それともまた何かテストがあるのですか。

○市道室長 資料2の4ページを御覧いただきたいのですけれども、今、八田先生の御指摘いただいた内容につきましては、プランAになろうかと思えます。保育士の養成課程の教科の中で本来学ぶべき項目が16項目ございますが、ここを一部、実践部分でできる部分は免除をさせていただいて、それ以外のところはeラーニングでありますとか、そういう部分で担保するというところでございます。

○八田座長 実際には保育士学校を卒業した形になる。

○市道室長 そうですね。そういう形で保育士になっていただく。

○八田座長 そこから保育士学校に2年間通う必要はない。

○市道室長 そうです。保育支援員として現場で働いておりますので、どうしても養成校に行きづらいという状況がある中で、この方々を保育士に将来させるためにはこのようなフォローも必要ではないかという趣旨でございます。

○八田座長 国家試験のルートではなくて、保育士養成学校のルートでいきたいと思います。

○市道室長 右側のプランBで保育士試験は一部免除ということになります。

○八田座長 分かりました。了解しました。

あと他にございますか。

○村上審議官 念のための確認ですけれども、5歳まで面倒を見ようという小規模保育所はなかなかないということなのかということと、もう少し事実関係として、いや実際には代替保育さえ外れてくれれば、これだけ受け入れていいという施設があるんだということが活用できていないといったあたりを少し教えていただけると、説得材料が増すかなと思いました。

○八田座長 5歳までというのは特区だけですか。

○村上審議官 そうです。

○宮課長代理 二つの御指摘とも我々、保育の部署としては全く同じ色々悩みのあるところでございまして、5歳まで受け入れる小規模の問題につきましても市として検討しておりますが、まずは施設の広さも元々2歳までの19人ということで計画しているところが現時点ではほとんどでございまして、また、2歳までが多くて例外的にと云ったときに、特に大きい歳児の保育が万全にできるのかという、実際に保育の質の部分などでなかなか悩ましい問題が起こっています。

今年度、次の平成30年4月の入所で、もし待機児童が出るようなことになる。例えば、小規模2歳が終わった後、どうしても行き先がないという場合で、当該の小規模園で何とか広さなり職員の配置などで可能だというときは、3歳に限っては引き続き見るように取り組んでみようということで、区役所、また、各現場と連携しまして、今そのような準備を進めております。ただ、2歳と3歳でしたらまだ歳児も近いのですが、4歳、5歳と、もし、そのまま続いたときに、特に保育の質面とかそのあたりで大丈夫なのかということ、まだそこまでは今のところ難しいのかなと思っております。

もう一つは、代替保育がなくなったらどうだというのは、今日は数として申し上げるのは難しいのですけれども、私は実際に幼稚園、保育所、2年間で70か所ぐらいマッチングで園に行って、現場も見ながらお願いをしまして、その中ではこの代替保育だけは何回頼みに来られても頼まれた以上、急に行かなければいけないことが絶対になんとも言えない以上、無理だと。でもそれ以外なら御近所付き合いも兼ねていわゆる保育内容の充実とか、そういうものだったら、また、3歳の受入れも1人ぐらいでよければ受けるよというのは、実際に70園ほぼ全てから言っていただいております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

また引き続き検討していきたいと思っております。